

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年度 佐賀河川事務所管内A重油外単価契約
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀河川事務所長 古賀 満 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号
契約締結日	令和 6年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	佐賀県石油協同組合 佐賀県佐賀市川原町8-27
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥8,515,145-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥8,515,145-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	年間予定額 8,515,145円(単価契約)

# 随意契約理由書

1. 件名 令和6年度佐賀河川事務所管内A重油外単価契約
2. 履行場所 巨勢川ポンプ場（東湊系）外12箇所
3. 相手方 名称：佐賀県石油協同組合  
住所：佐賀県佐賀市川原町8-27  
電話：0952-22-7337
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第18号並びに同令102条の4第7号
5. 理由  

洪水等の災害対応において、国民の生命、財産を守るためには排水機場ポンプ等の稼働は欠かすことのできないものである。このため重油等燃料の補給を的確かつ円滑に行い、常時災害に備える必要がある。

佐賀河川事務所において使用する重油等燃料については、令和5年4月25日閣議決定「令和5年度中小企業に関する国等の契約の基本方針」第2 中小企業者の受注の機会を増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮（7）中小石油販売業者に対する配慮及び第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項2 組合の活用に関する基本的な事項に基づき、中小企業者の受注機会の確保を図るため、官公需適格組合としての認証を受けている上記業者と契約するものであり、当該地区における石油製品販売業で官公需適格組合は上記業者以外にはない。

以上の理由により、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第18号並びに同令第102条の4第7号により、佐賀県石油協同組合と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由作成者)

佐賀河川事務所 経理課長